

%

(

)

*

+

,

\$

#

\$

\$

平成30年度　社会福祉法人いいたて福祉会事業計画

1. 基本方針

介護報酬の改正や、人材不足等による財政関係は、当会の経営等において大きな影響をもたらすものであるものの、社会福祉事業（地域福祉）を行うことの意義を理解し、地域と共に快適に過ごせる場の提供・将来への安心感に繋がるサービスを提供していくため、法人役員として定期的な理事会及び評議員会、監事会を開催することで、様々な課題や問題を解決し、安定した基盤づくりに取り組む。

2. 事業内容

＜理事会＞ 4ヶ月を超える間隔で2回以上（年3回以上）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

※ 事業計画、予算、事業報告、決算の承認等

＜評議員会＞ 会計年度終了後3ヶ月以内に1回（年1回）

以下の事項について決議する

(1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。

・役員研修等

○ 県及び関係機関が主催する研修会に参加

（新着情報や制度改正等をいち早く収集し、検討及び実行することで安定な基盤づくりを行う。）

3. その他

今後の経営方針、運営戦略について

○ 理事会において、法人経営の安定を目指し次の件について協議する。

- ・人材確保のための施策
- ・在宅福祉サービス事業再開の検討
- ・法人運営継続のための新たな施策

平成30年度 特別養護老人ホームいいいたてホーム事業計画

1. 基本方針

生活環境を第一に考え、必要としているケアを必要な時に提供できるよう“寄り添い”的意識を高めていく。そのために普段から業務優先とならない“利用者優先”という想いを持ってケアを行う。

また、重度化していく中でも尊厳が保たれると共に、「自己決定」「自立支援」ができるよう多職種間との連携を図り諦めないケアを提供して行く。

更に、いいいたてホームならではの、居場所作りや交流の場、関わりの時間を大切に、“ホームの家族”のスタイルを崩さず、ご家族の方と共に暮らし支えて行く。

2. 重点目標

(1) 重度化の取り組み

① 重度化のケア

- 心身の状態把握、残された機能、メンタル面のケアが負担にならない範囲で、機能低下防止に繋げ、その人らしい生活を送れるようにする。
- 日々のケアの見直しを随時行い自己決定できる環境つくりに努める。
- 住み慣れた環境や、顔なじみの職員との信頼関係を継続しながらも、プライバシーを守られるようにしていく。
- ご利用者や家族、職員間での情報を共有し定期的なケア会議を持ち、統一したケアを継続していく。

② 認知症ケア

- 家庭的な雰囲気の中で、生活習慣となっていることを、継続できるよう支援していく。
- なじみの環境で、生活リズムを大切にし、尊厳が守られるように支援していく。
- 利用者の言動や、寄り添い、理解を深め孤独感や不安がなくなるよう、認知症の進行防止に努めていく。
- ケアの統一と、ケアの継続が図れるよう「ケアシート」を活用し、他職種間との情報の共有に努めていく。

(2) 暮らしに寄り添う

① 外出があたりまえの生活支援

季節を感じて頂けるよう、多くのドライブ等を行いリフレッシュを図る。
(無理なく外出できるよう目的地や季節を考慮する。)

- 村外での買い物や外食等の交流が行えることで、社会との繋がりを継続していく。
- ボランティアの協力を得、自分の楽しみや趣味が継続できるよう環境をつくる。
- 普段の生活の中で、更に、食事が楽しみとなるようメニューや食事形態等を提供、選択でき経口摂取の継続の支援をしていく。

(3) 職員一人ひとりの意識を高めていく

- 介護技術や専門的知識を深め、心身的に重度化されていく方のケアを、お互いに不安なく行えるようにする。
- 利用者本位のケアにあたり、自己選択できる環境作りに力を入れていく。
- 介護・医療・栄養の連携を密にし、偏りのないケアを行えるようにしていく。
- 馴れと信頼関係の違いを理解し、尊厳を持った「言葉づかい」を徹底していく。

(4) 生活の場について

- 居心地が良いと感じられる環境つくりに努める。

- ・ ご家族と何でも話せる信頼関係を大切にし、また、多く面会に来られるよう、ゆったり出来る環境作りをしていく。
- ・ なかなか外出できない環境の中で、普段とは違った雰囲気が楽しめる環境づくりに努め、気分転換やメンタル面のケアを出来るようにする。

(四季の行事やレク活動等を充実させる。)

(5) その人らしい最期を迎える

- ・ その人らしい最期を迎えるよう、その大切な時間の支援を、ご本人やご家族と話し合いをしながら、きめ細やかに支援していく。
- ・ 普段の生活で、なじみの職員によるケア、慣れた音や匂い、ご家族や友人が気兼ねなく面会できるようにし、ご本人の不安や孤独感をなくす。
- ・ 看護職員、栄養士、厨房職員等の協力を得、日常の暮らしが安楽に過ごせるよう総合的なケアをする。

3. 具体的な施策

(1) 各委員会の充実

職員が各委員会に所属し、専門的知識を習得し、専門及び具体的なケアに取り組めるよう委員が中心となり改善や向上に繋げていく。

また、全職員が介護力向上委員会かサービス向上委員会に所属し、専門知識を更に高められるようにしていく。

ア 介護力向上委員会

- ・ 食事、口腔ケア班

口腔内の衛生は勿論、食事を美味しく食べて頂くためのケアを目標に、用具の選定、統一したケアができるよう常に見直していく。

- ・ 入浴班

重度化していく中で、安全且つ快適に入浴して頂くための入浴方法と環境整備、また、皮膚トラブルを抱えている方のケアを検討していく。

(温泉気分を味わって頂けるよう「お風呂の日」を設定し継続していく。)

- ・ 排泄班

普段行っている排泄交換を見直しすることで、個々に合った排泄が快適にできるようにしていく。また、褥瘡予防対策勉強会を行い、安楽な体位で過ごせるようにケアする。

イ サービス向上委員会

- ・ ケアプラン班

ケアマネジメント、サービス計画等について理解を深め、ケア会議等でのケアの見直し時期や介護内容を周知し、専門的知識を高められるようにしていく。

特に、認知症のケアで、寄り添ったケアが出来るよう「ケアシート」の検討をしていく。

- ・ ユニット班

日常のケアが、業務優先にならない生活の場でケアが行えるよう、「ユニット方式」を適宜見直しをしていく。そのためユニットケアの勉強と利用者の生活に添った「24Hシート」を見直していく。

ウ リスクマネジメント委員会

インシデント、アクシデントに対する意識を持ち、事故を未然に防げる力をつけ、継続性のあるケアを行えるようにしていく。

アクシデント発生時には、速やかに問題回避できるようケア会議を行っていく。

委員会開催時には、アクシデント内容を検討し、改善方法等を職員会議において周知していく。

工 行事・環境委員会

家長が兼務し、年間の行事内容やレクリエーションについて検討していく。

環境に関しては施設内の環境整備やワックス掛け、車いす洗浄等についてその都度検討していく。

才 身体拘束・虐待防止委員会

施設内での身体拘束・虐待が行われていないかを定期的に確認し、安心してケアが受けられる生活環境を提供していく。

(2) 会議の充実

① 家長会議の充実

- ・ リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組む。
- ・ 家職員のまとめ役として、協調性を保ちながら自ら行動で示しあ手本となる。
- ・ 家長会議の目的と目標の明確化。情報交換や相談ができる場にしていく。
- ・ ケアでの問題点を発掘し、軽減・解消に努めていく。

② ケア会議の充実

- ・ アクシデントが発生したら、速やかに家内でケア会議を開き、同じ事故を繰り返さない対策を図る。
- ・ 家内会議において、利用者のニーズ把握と統一したケアを行うため、月1回ケア会議を行う。

③ 職員会議の充実

- ・ 各家の現況報告や取り組み状況、問題等を改善に導く場とする。
- ・ 職員のレベルアップのため、介護・医務から「なんでも勉強会」(自己研修会)をテーマを基に基礎的且つ専門的部分を学ぶ。

④ 家内会議

- ・ 取り組みを話し合い統一したケア方針を立てる。
- ・ 共通した情報を得、協力・信頼・刺激し合うことで、職員一人ひとりのレベルアップと、利用者のための「家づくり」を行っていく。
- ・ 職員のコミュニケーションの場として充実させていく。

(3) 主な年間行事

月	行 事	月	行 事	月	行 事
4	家族会総会、花見交流会	8	ホーム夏祭り	12	クリスマス会、餅つき
5	花見ドライブ	9	敬老会	1	新年会
6	外食・ドライブ	10	外食ドライブ	2	節分、豆まき
7	七夕会	11	芋煮会、ミニ運動会	3	ひなまつり

平成30年度 ひだまりの家事業計画

1. 家目標

声掛けなどコミュニケーションの機会を多くすることにより、皆さんのが笑顔で穏やかに過ごせるよう支援する。

2. 方針

- (1) 一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、優しく心温まるケアに努める。
- (2) できる限り自立した生活ができるよう、心に寄り沿ったケアに努める。
- (3) 一人ひとりに、目配りや気配りをし、ゆったりとした空間・雰囲気作りに努める。

3. 具体的計画

- (1) 日々の生活の中から、コミュニケーションを図り、想いを感じながら、共に生活を楽しく過ごせるよう支援していく。
- (2) 高齢化・重度化に伴い、身体面や精神面に負担がかからないよう、細やかな観察と申し送り等で職員間の連携を図りながら統一したケアで支援していく。
- (3) ご家族に面会時や行事等に参加して頂き、生活の様子等を報告し、コミュニケーションを密にして支援していく。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 食を楽しんで頂けるよう、多職種と連携し、食事摂取状況の把握や体調変化に合わせた内容で提供できるよう随時検討していく。
- ② 個々に合った食事形態で食事し、「食」への意欲を引き出し、楽しく美味しく味わって頂く。
- ③ 一緒に家料理を楽しめるよう、コミュニケーションを多く持ち雰囲気も味わって頂くようにする。
- ④ 食前の口腔体操を行い、食事の雰囲気を高め、美味しい食べて頂けるようにする。

(2) 排泄

- ① 言葉遣いに注意し、自尊心や羞恥心、プライバシーに配慮しながら支援していく。
- ② 身体の状態観察により、排泄環境と清潔保持に努め、皮膚トラブルを予防する。

(3) 入浴

- ① 個々の状況に合わせた入浴方法を検討し、安全安心して入浴できるよう職員間で情報を共有していく。
- ② 体調不良により入浴出来なかった時でも、清拭や足浴などで爽快感を味わって頂けるようにする。
- ③ 浴後、少しでも整容を促し、自立心を持って頂けるよう支援する。
- ④ 希望に沿った入浴剤を使用することにより、爽快感を味わって頂く。
- ⑤ 浴室に季節に合わせた飾りつけをし、楽しく入浴できる雰囲気を整えていく。

5. 生活

- (1) 統一したケアが出来るよう、多職種と連携を図り支援する。
- (2) 利用者との関係が密になるよう、笑顔を多くし、寄り添い雰囲気作りをする。また、居室で過ごされている方への声かけも重視していく。
- (3) 行事・買い物・ドライブ等に参加呼び掛け、季節感や地域社会との繋がりを楽しんで頂く。
- (4) 生活環境を整え（炬燄・ソファー・植物・換気等）ゆったりと和んで過ごせるような工夫と居場所作りに努める。
- (5) 日々の見守りと細かな気配り、また、体調変化の早期発見に努め、改善することで穏やかな生活を提供していく。
- (6) 精神的に居心地良く過ごせ、プライバシーにも配慮した支援が出来るよう心掛ける。
- (7) 皮膚トラブルにならないよう、皮膚状態とトラブルになり易い箇所を把握し、予防支援をしていく。

平成30年度 ぬくもりの家事業計画

1. 家目標

一人ひとりの生活を大切にし、居心地の良い居場所作りを目指す。

2. 方針

- (1) 個々の生活スタイルに合わせたケアに努める。
- (2) 申し送りノートの活用と申し送り事項の徹底。(情報を共有し、ケアの統一。)

3. 具体的な計画

- (1) 笑顔や挨拶を忘れずに、利用者の目線に立ち、コミュニケーションを深めながら日々のケアに活かせるようにする。
- (2) 日々の変化も見逃すことのないよう、プロとしての意識を高め、ケア内容を隨時見直し、より良いケアを提供出来るようにする。
- (3) ご家族の方の来所時には、日々の生活の様子、体調についてケアに繋がる情報を提供する等、コミュニケーションを深められるような機会をつくる。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 毎日の生活やその日の体調に合わせた食事提供をしながら、「美味しかった」と言って頂けるような、美味しい、楽しい食事の時間を過ごして頂けるよう心掛ける。
- ② 食前のパタカラ体操を一緒に行い、唾液分泌の促進、誤嚥の予防に努める。
- ③ 食事を“美味しい、楽しく”食べて頂けるような工夫や改善を行う。
 - ・個人に合わせた車椅子の使用、テーブル・イスの高さの調整。
 - ・食事の際、食べにくい副菜を食べやすい形状にして提供する。
 - ・ゆったりとした時間の中で食事を摂って頂けるよう環境を整える。
- ④ 起床時や食後の口腔ケアを大切にし、個々に合った歯ブラシ・備品を検討しケアに努める。

(2) 排泄

- ① 排泄チェック表を活用し、状況に合った排便コントロール、安全・安楽な排泄に繋げまた、多職間の協力を得ながらケアにあたる。
- ② 羞恥心、消臭対策、特に排泄物に関しての言葉や会話には十分注意する。
- ③ パットの見直し、検討を行なながら皮膚トラブルを未然に防げるようにする。また、個々に合った軟膏等を用い皮膚や臀部の保護に努める。

(3) 入浴

- ① 日々の体調や状態に合わせ、安全・安楽な入浴方法で、気持ち良く入浴して頂けるようお互いに協力し合いケアに努める。
- ② 浴室内やお湯の温度に注意する。また、入浴剤を使って身体の保温や、湯上りの乾燥防止に保湿クリーム等を用いて快適に過ごして頂く。(皮膚トラブル時には速やかに看護師に報告して対応する。)
- ③ 音楽を用いてリラックスした時間を過ごして頂く。
- ④ 薄荷湯、柚子湯・リンゴ湯等、肌で季節感を味わって頂くようにする。

(4) 生活面

- ① 声掛けの際は、同じ目線にたっての会話に注意する。
- ② 感染症対策として、換気、加湿、室温、衣類の調整と、職員の体調管理にも努める。
- ③ レクや行事等の参加を通し、他ユニットとの交流やコミュニケーションを図る。また、外出の機会を設けて四季を感じて頂けるようにする。
- ④ 「自分で出来る！」を大切にし、やる気が出るように声掛けや支援を行う。
- ⑤ 快適に過ごして頂けるよう、掃除の徹底、居室の整理整頓を行う。必要と思われる衣類、備品等の購入に関して速やかに対応するようにする。

平成30年度 やすらぎの家 事業計画

1. 家目標

穏やかに安心して楽しく生活できるよう、寄り添うケアを行い、精神面のケアを重視し不安等の緩和に繋げる。

2. 方針

- ① 笑顔で過ごせるよう、個々が必要としているものをしっかりと把握しながら、安心して過ごせる生活環境作りに努める。
- ② 高齢に伴い、日々の体調を見逃さず、変化に気付き、個々の身体状況に応じたケアを提供できるよう努める。
- ③ 寄り添い、生活面のサポートやメンタルケアに努める。

3. 具体的計画

- ① 尊厳を重視したケアを提供。安心して過ごせる環境作りに努める。
- ② 職員間のケアの統一と、看護師や栄養士等の多職間と連携を図りながら、情報を共有し、多方面からケアに取り組み協力していく。
- ③ 終末期には、家族の方と連絡を密にし、その人らしい最期が迎えられるよう日々のケアを重視し、安心して過ごせる環境作りに努める。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 嗜好を把握し、身体状況にあった食事の提供が出来るよう、看護師や栄養士と相談しながら食事内容を検討し対応していく。
- ② 職員と一緒に食事を囲み、楽しい雰囲気の中で美味しく食べられる環境作りに努める。
- ③ 食前にパタカラ体操や口腔マッサージを行い唾液の分泌を促進し食への意欲に努める。

(2) 排泄

- ① 身体状況や排泄状況を把握し、個々に合った排泄用品の使用とパットの見直しを行い毎日が快適に過ごせるよう努める。
- ② 軽度心に気を配り、声掛けや言葉遣いに注意しながらプライバシーへの配慮を怠らないようにする。
- ③ トイレで快便出来るようなケアや環境作りを行い危険のないようにする。
- ④ 排泄交換後のベッド内や居室の消臭対策と衛生面に気を配る。

(3) 入浴

- ① 入浴前後のプライバシーに配慮し、気持ちよくリラックスできるようにする。また、浴室の環境作りに配慮し、ゆったりと入って頂くように努める。
- ② 身体状況を把握し、本人に合った入浴方法を隨時検討、安全・安楽な入浴が出来るよう努める。
- ③ 皮膚の状態に合った入浴剤や保湿クリームを使用し、肌トラブルを未然に防げるよう努める。
- ④ 看護師と連携を図り体調管理に努め、安全に入浴出来るよう努める。

(4) 生活

- ① 体調を考慮し、ラジオ体操やレクリエーション、行事等への参加を促しメリハリのある生活を送って頂けるよう努める。
- ② 季節の生花や旬の食材で五感を感じ、居心地の良い、安らげる生活空間作りを心掛けていく。
- ③ 個々に合わせた起床時間に心地よく目覚めて頂く。また、身だしなみや衛生面に気を配る。
- ④ 居室で過ごすことの多い方への気分転換や、個々にあった生活リズムで過ごせるように配慮する。
- ⑤ 残存機能を引き出し、出来ることはお手伝いして頂く。

平成30年度 せせらぎの家事業計画

1. 家目標

“その人らしさ”が十分に發揮できる家作りと、穏やかに過ごせる雰囲気作りに努める。

2. 方針

- (1) 機能維持と自立支援に努める。
- (2) 職業人としての意識を高め、スキルを磨き、個々に合った質の良いケアを提供する。

3. 具体的計画

- (1) 一人ひとりに合った生活のリズムとスタイルを尊重する。
- (2) たたみ物のお手伝いや身体を動かす等、活気のある充実した生活が送れるよう環境作りのお手伝いをする。
- (3) 家職員と他職間のチームワークを強め、「報、連、相」を念頭に、統一したケアと情報の共有に努める。
- (4) 一人ひとりの声に耳を傾け、ふれあい、寄り添える時間を大切にする。

4. 生活面の計画

(1) 食事

- ① 高齢化により、視力低下や機能低下等が負担と感じないようにする。(食材が見え易く食べ易い食器の選定や、口から食べることの喜びを感じて頂けるような環境作りに努める。)
- ② 安全に美味しく食べられるよう食形態や食事量を栄養士と看護師との連携の下、随時検討する。
- ③ 一緒に料理する時間を作ったり、五感を刺激し、美味しく食べられるよう工夫していく。
- ④ 食前体操を行い、スムーズに飲み込めるよう体調を整え、嚥下機能低下、誤嚥予防に努める。
- ⑤ 食の好みに合わせ、常食やソフト食等の食形態を選んで頂く。

(2) 排泄

- ① 個々の排泄状況に合わせ、隨時パットの選定に努める。
- ② 個々に合った洗浄での清潔保持と、スキンケアで皮膚の悪化防止に努める。
- ③ 介助中、居室の戸を閉めるなど、羞恥心、プライバシーに配慮する。
- ④ トイレで快適に排尿、排便が継続できるよう看護師との連携を密にする。
- ⑤ 排泄の訴えに穏やかに対応し、気持ち良く排泄が出来るように声掛けを行う。

(3) 入浴

- ① 状態の変化に合わせ入浴方法を検討し、安楽に入浴が出来るよう環境作りに努める。
- ② 皮下出血が出来易い方の対応を、マニュアル化し、周知徹底する。
- ③ 個々に合った入浴剤や保湿クリームを使用し、スキンケアに努める。
- ④ 体形に合わせ、浴槽の底上げ等を行い、安全に入浴をして頂く。
- ⑤ お風呂の日や温泉ツアーを通して、いつもと違う雰囲気を楽しんで頂く。

(4) 生活

- ① 状態変化を見逃さないよう、常に観察し体調の悪化防止に努める。
- ② 現在の状態を維持出来るよう、ラジオ体操や、レクリエーション等で身体を動かし、機能低下の予防に努める。
- ③ 行事や外出（ドライブ、外食）等で、リフレッシュして頂き、潤いのある生活が送られるようお手伝いをする。
- ④ 洗濯物、おしごり、新聞たたみ等、出来ることを職員と一緒にを行い、やり遂げた充実感を共有する。
- ⑤ 口腔ケアは、個々に合った用品、洗口液を使用し口腔内の環境を整え、誤嚥性肺炎予防、口臭予防に努める。
- ⑥ 個々の皮膚の状態と、出来易い状況をしっかり把握し、皮下出血や表皮剥離の防止に努める。また、ハード面の対策も迅速に行う。
- ⑦ 認知症の関わりとして、否定せず、優しく会話し傾聴する。また、不穏の原因を探り不安の解消に努める。

- ⑧ こだわりや生活スタイルを否定せず、その方の生き方を温かく見守り支えていく。
- ⑨ センサーマットの有無を毎月話し合い、安全を第一に考え検討する。
- ⑩ 終末期に於いては、ご本人の意思と家族の思いを考慮しつつ、最期まで孤独にならないような環境作りと、質の良い生活を送って頂ける様なケアに努める。また、身体的、精神的緩和に努め、安楽に最期を迎えるよう真心を込めケアにあたる。
- ⑪ 個々との時間を大切にし、共に歌ったり、笑ったり、触れ合ったりと利用者優先のケアに努め業務優先にならないようにする。
- ⑫ 新規の入居者に於いては、事前にご家族、ご本人にしっかり聞き取りを行い、新しい環境での生活に反映する。
- ⑬ 職員同士お互いに尊重しつつ、気軽に話し合い、意見交換が出来る環境作りに努める。また、委員会での決定事項を家に持ち帰り、周知徹底する。

平成30年度 だんらんの家事業計画

1. 家目標

日々の生活が本人らしく、生き生きと過ごせる様に支援し、身体機能の低下や認知症の進行予防に努める。また、笑顔が輝けるようなケアを行っていく。

2. 方針

一人ひとりの状態をしっかりと把握し、日々の状態変化に応じたケアが提供できるようになる。また、「報・連・相」をしっかりと行い、介護職員同士・多職種間との連携をより一層密にし、より良いケアを目指す。

3. 具体的な計画

- (1) 気遣いのできる声掛けをし、寄り添ったケアをする。
- (2) 意思表示が困難な方に対しても訴え（表情）を傾聴し、穏やかに過ごせるよう意思を尊重する。
- (3) 室内で過ごすことが多い為、四季を感じて頂けるように、天気（気候）の良い時は外に出て外気浴・日光浴で気分転換を図るようにしていく。
- (4) 色々発信して頂けるような雰囲気や環境作りをし、「訴え」「願い」等を引き出せるようコミュニケーションを図り信頼関係を築く。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 個々の状態にあった食事形態を提供していくよう、栄養士・厨房と意見交換をする。また、看護師と連携し水分摂取量、食事摂取量を把握し体調管理に努める。
- ② 美味しく経口摂取が継続出来るよう口腔ケアや食前体操（マッサージ）をしっかりと行う。
- ③ 目の前で配膳することで、食欲を促し、自力摂取が出来るよう声掛けを行い、利用者と共に食事の時間を楽しみ、ゆったりとした時間を共有する。

(2) 排泄

- ① 排泄パターンをしっかりと把握し排泄介助を行う。状態・状況に応じてオムツやパット等の見直しを行い、皮膚トラブル・尿臭の軽減に努める。
- ② 排便コントロールが行えることで、トイレでの排泄を促し一日を快適に過ごして頂く。

(3) 入浴

- ① 個々に合った入浴形態を提供し、安全・安楽な入浴に努める。（二人対応等）
- ② 保湿クリームや入浴剤を活用し、肌トラブルを未然に防ぐ。入浴後、水分補給を十分に摂り脱水にならない様にしていく。
- ③ 浴室や脱衣室の温度差をなくす為、室温や温度管理に気配りをしていく。（冬季は特に浴室を温めておき快適に入浴して頂く）
- ④ 入浴を好まない方には、声掛けや音楽を流す等、気分良く入浴できる環境作りに心掛ける。

(4) 生活

- ① 行事やレクリエーション活動に参加して頂き、体力維持・増進に努める。また、他のユニットの方との交流も深める。
- ② 食前体操やカラオケ等で発声を促し、歌う事でストレス解消や気分転換に繋げる。
- ③ 落ち着いた雰囲気の中で、生活できる共同スペースの環境作りに取り組む。
- ④ 活動的な生活が出来るよう、一人ひとりとコミュニケーションを図り、モチベーションを引き上げ、意欲を出せるよう工夫する。

平成30年度 こもれびの家事業計画

1. 家目標

表情や動き、「今日は何となくいつもと違うな」と云うような小さな変化を見逃す事なく、安心・安楽に暮らして行けるよう心掛ける。

2. 方針

- (1) 申し送りを徹底する事により速やかに対処する。
- (2) “その人らしい暮らしとは何か”を、介護職員一人ひとりが意見を出し合い、より良い結果が見出せるようにする。

3. 具体的な計画

- (1) 日々の関わりの中で、「今何をして欲しいのか、何を望んでいるのか」を考え、また、孤独を感じさせないよう、目を向け、耳を傾け、足を運ぶ等、細やかに行う。
- (2) プロ意識とチーム力向上に努める。
- (3) 「今朝は、前かがみになって、思うような食事が出来なかった」「最近排泄の出が悪くなった」等、小さな事でも気に留め、できるだけ快適に過ごせるよう援助する。
- (4) 言葉遣いについて「今言った言葉は大丈夫だったかな」と振り返る。
- (5) 家族面会時に生活状況を伝えながら、家族との繋がりや信頼関係を築く。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 日々の体調変化により、個々に合った食事内容での提供が出来るよう配慮する。
- ② 食前食後の口腔ケアを大切に、個々に合った方法や用具を用い、口腔内機能の保持に努める。
- ③ 食欲が出るような雰囲気作りや会話、目でも楽しめるような盛り付けの工夫、配膳に注意する。
- ④ 食事時の体位、個々に合ったテーブル等、安心・安全で食事が出来るよう心掛ける。

(2) 排泄

- ① 個々に合ったパットの選定や、下剤に依存しない方法等を検討。また、排泄チェック表を有効活用し、個々に合った排泄の時間に介助を行えるようにする。
- ② 介助にあたる際は、排泄物や皮膚の観察を行い、皮膚トラブルを予防すると共に個々に合った軟膏等を用い皮膚の保護に努める。
- ③ 居室やフロアの消臭対策に努め、本人、来客に不快を与えないよう配慮や言葉遣いに十分注意する。

(3) 入浴

- ① 体調変化に合わせた入浴が出来るよう、協力体制を密に柔軟な対応に心掛ける。
- ② 入浴に限らず、不安を感じてしまう無言の介助は行わない。
- ③ 浴室内やお湯の温度に注意し、湯上りの皮膚乾燥防止として保湿クリーム等を用い、皮膚トラブルを防ぐ。
- ④ 入浴の際も五感で楽しんで頂けるような演出に心掛ける。

(4) 生活

- ① 足を止め一つの言葉をじっくり聞く。(一人ひとりに関わる時間を大切にする)
- ② 居心地の良い空間、快適に過ごす事が出来る環境作りに心掛ける。
- ③ レクや行事等の参加により、他の利用者とのコミュニケーションを図る。
- ④ 感染症対策として、衣類の調整、換気、加湿、室温に気配り、また、職員の体調管理にも努める。
- ⑤ 外出の機会が少ないので、装飾等で季節を感じて頂く。

平成30年度 いいたてホーム医療室事業計画

1. 年間目標

終末期においても施設生活が安心して送れるよう、多職種間との連携・協働体制を深め必要とされる知識・技術についても共に学習し、最期まで寄り添い、支えていく。

また、入居者のみならず、職員の健康管理にも留意し、定期健診は基より、個別の相談等にも対応できるよう専門知識の向上と時節に合った管理指導に努めていく。

2. 業務計画

1) 利用者及び職員の健康管理

① 定期健康診断

入居者 ——年2回の基本検診、年1回の胸部レントゲン（結核検診）

職員 ——年2回の基本検診（夜勤業務従事者）年1回の基本検診（一般）

腰痛検査——年2回の専門医診察（特養介護職員）年1回の腰部X-P（全員）

② 健康状態の把握

- 職員間の連絡を密にし、情報を共有することで疾病の予防と予測ができるようになる。

- 定期健診の継続と結果考察・指導の実施

- “なんでも勉強会”を活用し健康に対する意識を高めていく。

③ 感染症対策

- 感染症対策委員を柱に活動し、時節に合った内容にする。

- 予防の重要性について再認識し、多職種間との連携を図る。

- インフルエンザワクチンの接種（入居者及び職員）

- 感染症への理解を十分にし、罹患者発生時の対応が速やかにできるよう職員会議時などにデモンストレーションを行う。

④ 救急勉強会の実施

- AEDについての勉強会の実施

- 緊急時の対応については看護担当職員が実施

- 施設内で発生しやすいアクシデントと対処方法についての勉強会

2) 入居者に対する専門的ケアの導き

① 拘縮予防 —— 特に、ベッド上で過ごす時間が多い方に対して重力に反した動きを加えることで可動域を広げていく。

→ 施設外研修への参加

② 口腔ケアの充実 —— 疾病予防の意味からも不可欠である。委員会と連携を図ることが施設全体で取り組む基礎となる。

→ アセスメント表の作成・ケア評価の見直し。

③ 褥瘡予防 —— 褥瘡をテーマに、皮膚の健康を意識した内容にしていく。

最期まで健やかな状態で過ごして頂くことが目標。

細やかな観察の目を養い、職種を超えた連携に努める。

④ 内服薬の管理 —— 病院との連絡調整を整備し、また、正確に薬を投与する。

⑤ 受診への対応 —— 提携病院と定期受診の判断と計画を立てる。

入院中に関しては定期的に訪問をし、家族との信頼関係を築く。

連絡体制を整え、緊急時に備える。また、病院との関係を良好に保つ。

3) 看取り介護について

① 多職種間との連携及び情報共有を密にする。

- 体調不良者及び低栄養高リスク者の把握に努め、ケア会議時には適切な助言指示ができるようにする。

- ② 方針の明確化・ケアプランへの導入
- ③ 本人・家族との信頼関係を保つ
- ④ 各専門職の権限・責任・能力を理解したうえでの協働
 - ・ 介護士の医行為についての明確化
 - ・ 緊急時の対応勉強会の開催

3. 日課計画表

	午 前	午 後
日 課	<ul style="list-style-type: none"> • 夜間状況の把握 • 入居者の一般状態確認 • 受診通院の調整 <ul style="list-style-type: none"> ① 朝食援助 ② 医療処置 ③ バイタルチェック ④ 処方薬の管理 ⑤ 生活援助 ⑥ 機能訓練 ⑦ 扱食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ケア会議出席 ⑨ 入浴後の衛生処置など ⑩ 医薬品と衛生材料の補充 ⑪ 配薬 ⑫ 夜勤者への申し送り ⑬ 夕食援助 ⑭ 記録

4. 年間・月間・週間内容

	看護職が主体に担う	他職種と連携して行う業務
年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・予防接種 ・勉強会開催 ・施設内診療の調節と介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成 ・受診介助 ・機能訓練 ・行事への参加
月 間	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・常備薬点検 ・衛生材料管理 ・勤務表作成 ・定例会の実施 ・機能訓練予定作成 ・なんでも勉強会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各行事への参加 ・各会議への出席 ・各委員会への参加 ・予定表提出
常 時	<ul style="list-style-type: none"> ・定期回診日の診療補助 ・処方薬分包 ・薬品発注、受理 ・処方薬の把握と服薬指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境、器具の点検と整備 ・通院の介助 ・施設内研修の企画

平成30年度 廉価事業計画

1. 基本方針

「食べる楽しみを感じられる食事」

自分の口で美味しさを感じながら食べられるよう、一人ひとりの状態に合わせ、食べやすく、味・香り・食感・見た目・音の五感で楽しみながら満足して頂ける食事提供に取り組む。

2. 具体的な施策

(1) 食事サービス

① 栄養ケアマネジメントの充実

- 低栄養状態予防・改善のため、利用者の状態に基づき多職種協働で栄養計画を作成し計画に沿った食事を提供、評価、モニタリングを実施し個別ケアの充実を図る。

② おいしく食べられる食事

- 意思や体調も考慮しつつ嗜好調査結果も反映させ、食事形態を随時見直すことにより食べやすい食事を提供していく。
- ソフト食で、かむ力や飲み込む力を補いながら、目で見て食欲が湧くよう配慮し、メリハリをつけながら食べる楽しみを味わって頂く。

③ 季節を感じられる行事食

月	行事	月	行事	月	行事
4	家族会総会	8	お盆、納涼祭	12	クリスマス会、餅つき、大晦日
5	母の日、柏餅作り	9	敬老会、秋彼岸	1	新年会、百寿祝、七草、小正月
6	父の日	10	開所記念日 おたのしみ食	2	節分
7	七夕、土用丑	11	芋煮会、運動会	3	ひな祭り、非常食訓練、春彼岸

④ 利用者と一緒に楽しめる食事

- 誕生会はご希望の手作りバースデーケーキで雰囲気を盛り上げ、誕生日を迎えた事を敬いながら一緒に祝して頂く。
- 施設全体の行事食や出張料理の取組み。目の前で調理し家庭的な雰囲気を味わって頂きながら、会食や交流を通して利用者及び職員間の相互理解を深めていく。

⑤ 安心・安全な食事

- 衛生管理の徹底。食中毒及び感染症予防に努め専門機関の衛生検査を受け、環境衛生を保つ。衛生勉強会も年2回実施する。
- 食事提供者として自覚を持ち自身の体調管理に注意する。
- 食の安全を確保するため原材料と産地、期限等を確認し安全な食材を使用する。
- 災害非常時に備え食料等の備蓄と期限管理、マニュアルも見直し年1回非常食訓練を実施する。災害以外の緊急時も柔軟な食事提供が出来るよう対応方法を周知する。

⑥ 意識と技術向上の取組み

- 専門職としての自覚を持ち施設内外研修で知識と技術を磨いていく。

(2) 情報共有と連携強化

- 食事口腔ケア班 食事に係る課題クリアに向けて多職種で取り組んで行く。
- 家会議 担当する家会議へ参加して多職種とコミュニケーションを深めながら、状態を把握し食事内容に反映させて行く。

平成30年度 いいたて在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常にご利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼を得る

ご利用者とそのご家族の方とのコミュニケーションを重視し、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の方の抱える課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

今、必要とされる介護保険制度やサービス提供等の情報を適切に詳しく説明する。

(4) モニタリングを行う

毎月、正確な身体の状態や生活環境等を把握し、その方の状態にあったサービスを提供できるよう定期のモニタリングに努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常にご利用者の立場に立ち、何が今必要とされているかを一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が共有できると共に、ご利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらう。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、ご利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、ご利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じたら、その内容を分析しご利用者の状態の変化及びニーズを把握し居宅サービス計画を新たに作成する。

(5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を作成し翌月10日までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

(1) 利用者及び家族に対して、避難先の福祉サービス情報を提供し、希望するサービスを選択して頂き、サービス利用に繋げる。

- ① 居住地のサービス事業所等の情報提供
- ② 居住地のインフォーマルサービスについての情報提供

(2) 月1回のモニタリング以外に電話連絡で状態を常に把握し、個々の居住地での孤立や意欲低下を未然に防ぐ様に対応する。

(3) サービ斯利用事業所から利用状況等の情報を提供して頂き、利用内容の見直しや頻度の見直しにより、利用者の状況に沿ったケア計画を行う。

- (4) 医療との連携を図り、利用者の疾病に対する理解と、緊急時の対応についての確認を行い、状態の把握に努める。
 - ① 入院時の際に病院と連携し、状態の確認を行なながら、退院後のサービス利用見直しについて検討し、退院後のサービス利用をスムーズに行える様にする。
 - ② 入院前と比較して、明らかに状態が変化した際は、区分変更（介護の見直し）について家族に説明し、手続等の申請代行を行う。
- (5) 職員間の情報交換、課題の共有、相談業務の活性化を図る。
- (6) 要介護認定調査の実施。
 - 飯館村からの認定調査依頼について、1ヶ月に10件程度目安に実施する。
- (7) 効率的な訪問活動により、計画的かつ効果的な活動を行う。

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

- (1) 研修会へ積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上を図る。
 - 介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。
- (2) 不満や苦情について、迅速かつ適切な対応が図れるようとする。
 - 受付時の対応について、相手に不安を与えない様に対応する。
- (3) 秘密保持厳守、及び個人情報の取り扱いを適正に行う。
 - 言動に注意し秘密保持厳守に努める。
- (4) 困難事例ケース検討、及び新規ケースの情報を共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

- (1) 介護保険制度及びサービス内容の周知をする。
- (2) 介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。

6. 各関係機関との連携の強化

- (1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にしニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。
- (2) 地域包括支援センターと隨時困難事例等の検討会を開催し、改善方法等について検討していく。
- (3) 地域ケア会議に参加し、各関係機関が抱える問題点について、情報を共有する。

平成30年度 事務室事業計画

1. 基本方針

介護報酬の改正に伴う書類関係等の見直しや関連事項の各種点検等、今年度も事務量が増すと考えられるものの、適宜、情報収集と迅速な手続き、報告等を処理していく。

また、昨年同様人材不足が法人運営を困難なものにしていることから、人材確保のための環境整備と、適正な収支の執行等について取り組む。

2. 具体的な内容

① 財源の維持確保

- 適切な予算収支の執行

効率及び効果的にできる方法は何かを踏まえ予算執行をする。

- 補助金・助成金等の活用

現在ある制度を上手に活用する。

② 人材確保

- 昨年に引き続き、広報や呼掛け、環境整備（業務や住環境等）に努め、人材確保に繋がる取り組みを提案して行く。

③ 後方支援の役目を担う

- 各事業所が活動し易いように、従来通り事務的後方サポートを行う。

3. その他

① その他必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の勉強会を開催